



# 栃木県権限移譲実施計画 〔第3次改訂版〕

平成26年11月

 目 次 

計画の基本的な考え方 .....	1
1 策定の趣旨	
2 計画期間	
3 権限移譲の方法	
4 推進の方法	
移譲計画一覧 .....	4

【別冊】移譲対象事務の概要

## 計画の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

この計画は、市町村合併の進展や国の地方分権改革の動向を踏まえ、平成 23 年 5 月に改定した「栃木県権限移譲基本方針」に基づき、移譲を行う権限の内容や移譲市町及び移譲年度を明らかにし、計画的な権限移譲を推進するために策定するものである。

### 2 計画期間

本計画の期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 ヶ年とする。

### 3 権限移譲の方法

#### (1) 権限移譲の進め方

市と町の区分や人口規模による区分を設けず、実質的な執行体制を考慮しながら、原則として希望する市町村へ権限を移譲する。

なお、関連性のある複数の権限については、市町村における一体的な処理に配慮した移譲を行う。

#### (2) 移譲対象事務

ア 国の地方分権改革推進委員会による第 1 次勧告で示された「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」については、原則として移譲対象事務とする。

イ 第 1 次勧告で示された事務以外のものであっても、改定前の栃木県権限移譲基本方針において「市町村が担うことが望ましい権限」として整理したものについては、引き続き移譲の対象とする。

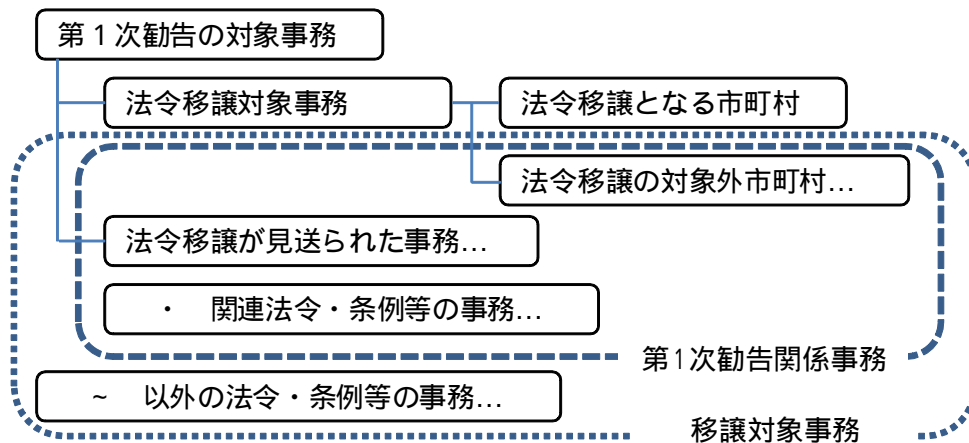
上記ア、イによる移譲対象事務を第 1 次勧告との関係により整理すると、次の 4 つの類型に区分される。

区分 : 法令移譲対象事務を、法令移譲の対象外市町村に対して移譲  
( 28 法令 539 事務 )

区分 : 第 1 次勧告で示された事務のうち、法令移譲が見送られた事務を移譲  
( 19 法令 417 事務 )

区分 : 及び の事務に関連する法令・条例等に基づく事務を移譲  
( 5 法令 41 事務 )

区分 : その他、住民の利便性向上、県・市町村の業務効率化につながる事務を移譲 ( 14 法令 236 事務 )



ウ 第1次勧告で示された事務であっても、現段階では移譲について課題があると判断されるもの等については別途整理する。

(3) 移譲の時期

原則として、毎年度4月1日とするが、市町村合併など特段の事情がある場合は、別途協議する。

(4) 移譲の手法

知事等の権限については、原則として、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」又は「栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(以下これらを「特例条例」という。)を改正することにより移譲する。

4 推進の方法

(1) 推進体制

県内全市町を対象とした「市町村権限移譲調整会議」を開催し、計画の実施状況について意見交換等を行うとともに、計画の推進と新たな移譲項目の追加等について協議、調整を行うものとする。

また、現時点では移譲について課題がある事務や、県全体の効率的な事務執行等の観点から同時期に一律の移譲が必要な事務など、移譲に係る個々の課題について協議・検討を行うため、必要に応じ、調整会議の下に県所管課及び関係市町で構成する「権限移譲検討部会」を設置する。

(2) 計画の見直し

本計画は、県からの提案及び市町村の要望を踏まえて、計画期間内において毎年度見直しを行うものとする。

(3) 県民への情報提供

権限の移譲により、申請書の提出先が県から市町村に変更されるなど、住民に直接影響を与える可能性があることから、県及び市町村は、広報の実施など広く県民に対する周知に努めることとする。

また、県は、市町村ごとの移譲状況について、ホームページ等により定期的に公表するものとする。

(4) 移譲事務の円滑な執行のための体制づくり

県は市町村に対して財源措置、人的支援等の支援措置を講じるとともに、移譲後においても情報提供等を適切に行い、助言や研修を適宜実施するなど、積極的に支援する。

また、県と市町村が互いに情報を共有するなど緊密な連携を図り、権限移譲の影響・効果等について検証し、移譲事務の円滑かつ適正な執行を図る。

## 移譲計画一覧

### 【一覧表の見方】

- ・表中の網掛けは、法令による権限移譲（法令移譲）の範囲を示している。
- ・「区分」欄の数字は、1頁に記載の区分 ～ を示している。
- ・「関連移譲」欄に 印の記載がある法令は、関連性のある複数の権限を一体的に移譲することが望ましいものである。（詳細は別冊参照）

### 【凡例】

- 「大都市」：大都市特例により中核市の権限となっているもの
- 「独自」：市町村で条例を定め、県条例の適用除外とするもの
- 「済」：既に移譲済みであるもの



